

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の上限額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス及びこれに付随するサービス	手数料は、求職者の就職後の1年目の年収額の150%に相当する額、または6,000万円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービス	※労働契約による契約期間が1年に満たない場合は契約期間を1年とした場合の想定年収を算定基礎とします。 ※手数料負担は求人者とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号：13-ユ-040446

事業所の名称及び所在地：スタントンチェイスインターナショナル株式会社
東京都千代田区紀尾井町 3-29 NGA 紀尾井町ビル 5F